

2 練福介第 2721 号
令和 2 年 8 月 18 日

区内居宅介護支援事業所 管理者様

練馬区
高齢施策担当部長 吉岡 直子
(公印省略)

令和 2 年度における「訪問によるケアプラン点検」の実施方法の変更について（通知）

日頃より、練馬区の高齢者福祉施策に、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。併せて、各事業所における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策についてご尽力をいただき、重ねて御礼申し上げます。

練馬区では実地指導と同時に居宅サービス計画標準化事業（ケアプラン点検）を実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、これについて、今年度は暫定的に書面点検に変更し、下記のとおり実施することとしましたのでお知らせいたします。

記

1 実施方法

書面点検（居宅介護支援事業所が提出したケアプランの内容を、区が点検評価し、その評価結果を書面で通知します。（面接は行いません。））

2 対象事業所

指導検査担当課から実地指導の通知があった事業所。なお、新型コロナウイルス感染拡大を理由に延期になった事業所を含みます。
対象事業所には今後、実施通知を送付します。

3 点検対象

在籍する介護支援専門員が作成した区内要介護者のケアプラン

4 その他

- ・来年度の実施方法については、検討の上、改めてお知らせいたします。
- ・実施方法の詳細は、添付の「ケアプラン点検 訪問によるケアプラン点検」をご確認ください。

【担当】

練馬区高齢施策担当部介護保険課
事業者運営推進係
〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1
TEL : 03-5984-4589（直通）
fax : 03-3993-6362